

## 第3次高鍋町男女共同参画プラン(案)

高鍋町 DV 防止基本計画 (案)

高鍋町女性活躍推進計画 (案)

高鍋町困難女性支援計画 (案)



令和8年10月

高鍋町

プラン期間：令和8年度～令和17年度

～ 男女共同参画社会の実現を目指して ～

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、仕事や家庭生活など、様々な活動において、その個性と能力を十分に発揮することは豊かな社会を形成していくうえで極めて重要です。

本町では、現在まで、平成 28 年度策定の「第 2 次高鍋町男女共同参画プラン」の基本理念の実現に向け「男女共同参画社会に向けた意識づくり」など 3 つの基本目標を掲げ、様々な活動を行ってまいりました。

そしてこのたび「第 2 次高鍋町男女共同参画プラン」を見直し、令和 8 年度から 17 年度までの 10 年間を見通した「第 3 次高鍋町男女共同参画プラン」を策定いたしました。改訂にあたっては、高鍋町 DV 防止基本計画及び高鍋町女性活躍推進計画並びに高鍋町困難女性支援計画を盛り込み、第 2 次高鍋町男女共同参画プラン策定以降の社会情勢の変化、これまで実施してきた施策を踏まえ、より実効性を高めていくものいたしました。

今後は、このプランに基づき関係機関と連携を図り、町民の皆様と手を携え、施策の推進へ向け取り組んで参りますので、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本プランの策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました高鍋町男女共同参画推進懇話会の皆様をはじめ、様々な形で貴重なご意見をいただきました皆様、関係各位に心から感謝申し上げます。

令和 8 年 10 月

高鍋町長 黒 木 敏 之

# 目 次

## 第1章 計画の策定にあたって

|   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 計画策定の趣旨 | 4 |
| 2 | 計画の期間   | 4 |
| 3 | 計画の位置づけ | 5 |

## 第2章 計画策定の背景

|   |                  |   |
|---|------------------|---|
| 1 | 男女共同参画をめぐる国・県の動き | 6 |
| 2 | SDGs（持続可能な開発目標）  | 8 |

## 第3章 計画の基本的な考え方

|   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 基本理念    | 9 |
| 2 | 計画の基本目標 | 9 |

## 第4章 計画の内容

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けての意識づくり

|       |                       |    |
|-------|-----------------------|----|
| 重点課題1 | 男女共同参画の推進に向けた意識改革     | 11 |
| 重点課題2 | 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進 | 12 |

### 基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

|       |                                         |    |
|-------|-----------------------------------------|----|
| 重点課題3 | 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進<br>【女性活躍推進計画】 | 14 |
| 重点課題4 | 働く場における男女共同参画と女性活躍の推進【女性活躍推進計画】         | 16 |
| 重点課題5 | 地域・防災における男女共同参画の推進                      | 18 |
| 重点課題6 | 国際理解及び多文化共生社会の創造                        | 20 |

### 基本目標Ⅲ 互いの人権を尊重し合い安心して暮らせる社会づくり

|       |                                          |    |
|-------|------------------------------------------|----|
| 重点課題7 | すべての人の健康と自立への支援【困難女性支援計画】                | 21 |
| 重点課題8 | 配偶者等からの暴力（DV）の根絶<br>【DV防止基本計画】【困難女性支援計画】 | 23 |

## 第5章 男女共同参画の推進体制の整備

|                    |    |
|--------------------|----|
| 総合的な男女共同参画推進体制の強化  | 26 |
| 高鍋町男女共同参画推進懇話会委員名簿 | 27 |

---

# 第1章 計画の策定にあたって

---

## 【1 計画策定の趣旨】

---

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化の進展や社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、社会全体で取り組むべき最重要課題です。国においては、平成 11 年 6 月に「男女共同参画社会基本法」が施行、平成 12 年 12 月に基本法に基づく国の計画として初めての男女共同参画基本計画が策定され、改定を重ねながら、様々な取組が進められてきました。

本町においても、この法律等の趣旨を踏まえ、平成 18 年 3 月に「高鍋町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を総合的に推進してきました。その後、平成 28 年 3 月に「第 2 次高鍋町男女共同参画プラン」を策定するとともに、配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進も進めてきました。

第 3 次高鍋町男女共同参画プランでは、配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に加え、平成 27 年に制定された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）及び令和 4 年に制定された困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「困難女性支援法」という。）も踏まえ、男女が互いに尊重しあい、自らの意思と責任によりあらゆる分野における女性への支援をさらに発展させる計画として策定するものです。

## 【2 計画の期間】

---

令和 8（2026）年度から令和 17（2035）年度までの 10 年間とします。

ただし、期間中においても社会情勢や計画の進行状況等に適切に対応し、施策を効果的に推進するため、必要に応じて計画の内容の見直しを行います。

### 【3 計画の位置づけ】

---

- ◇ 男女共同参画社会基本法に基づく、市町村男女共同参画計画です。
- ◇ 高鍋町男女共同参画推進条例に基づく、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- ◇ 高鍋町総合計画及び町の関連計画との整合性を図っています。
- ◇ 国の第6次男女共同参画基本計画及び県の第4次みやざき男女共同参画プランを踏まえて策定しました。
- ◇ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）に基づく、本町の「DV防止基本計画」と位置づけます。
- ◇ 女性活躍推進法に基づく、本町の「女性活躍推進計画」と位置づけます。
- ◇ 困難女性支援法に基づく、本町の「困難女性支援計画」と位置づけます。

## 第2章 計画策定の背景

### 【1 男女共同参画をめぐる国・県の動き～第2次高鍋町男女共同参画計画策定以降～】

#### (1) 国の動き

##### 《「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の成立》

男女の候補者ができる限り均等となることなどを基本原則とし、政党が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むことや、国・地方公共団体の責務などを定めた「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が平成30年5月に公布・施行されました。また、政党等がより積極的な取組を行うことを促進するため、令和3年6月に法律が一部改正されました。

##### 《「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」の成立》

労働者が、それぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、時間外労働の上限規制や、同一企業内での正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の禁止などを内容とする働き方改革関連法が平成30年6月に成立し、平成31年4月から順次施行されることとなりました。

##### 《「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の改正》

女性の職業生活における活躍を一層推進するため、一般事業主行動計画策定義務の対象拡大（従業員301人以上から101人以上の企業へ拡大）、女性の活躍に関する情報公表項目の強化など、女性活躍推進法等の一部を改正する法律が令和元年5月に成立し、令和2年4月から順次施行されることとなりました。

##### 《「第6次男女共同参画基本計画」の策定》

男女共同参画基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、「第6次男女共同参画基本計画」が令和8年3月に閣議決定されました。この計画では、引き続き2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となることを目指すとともに、2030年代には指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指すなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層加速させるため、令和12年度までの施策の基本的な方向と具体的な取組が定められました。

## (2)宮崎県の動き

### 《「宮崎県犯罪被害者等支援条例」の制定》

犯罪被害者等支援のための施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、犯罪被害者等を支える地域社会づくりを進めることを目的として、本条例が制定され、令和3年7月に施行されました。

### 《「宮崎県困難な問題を抱える女性への支援基本計画」

(第5次DV対策宮崎県基本計画)の策定》

困難女性支援法第8条第1項に基づく都道府県計画として、DV防止法第2条の3第1項に基づく計画と一体的に、令和6年3月に策定(計画期間 令和6年度から令和10年度までの5年間)されました。

### 《「宮崎県こども未来応援プラン」の策定》

すべてのこども・若者の夢や希望を応援し、幸せの輪が広がる宮崎づくりを基本理念とした「宮崎県こども未来応援プラン」が令和7年3月に策定(計画期間 令和7年度から令和11年度までの5年間)されました。

## 【2 S D G s （持続可能な開発目標）】

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)とは、世界で広がる貧困・格差・地域環境の危機を克服し、「持続可能な社会・経済・環境」を目指す国際目標です。2015年の国連サミットで日本も賛同し、国連加盟国193か国の全会一致で採択されました。

2030年を達成期限とし、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人取り残さない」ことを誓い、国際社会が一致して取組を進めています。17のゴールのうち、ゴール5では、「ジェンダー平等の実現と女性のエンパワーメント」が掲げられ、性別による差別をなくし、男女が対等に権利・機会・責任を分かち合える社会を作ること、女性が自ら主体的に行動することにより、状況を変える力をつけることを目標としています。そして、この『ジェンダー平等』と『女性のエンパワーメント』は、持続可能な社会・経済・環境を目指すSDGsのすべての目標の実現への基盤となり、不可欠なものとされています。

男女共同参画社会基本法第7条および高鍋町男女共同参画推進条例第3条では、男女共同参画社会の形成は、国際協調の下に行わなければならないとしています。本町では、国際社会の共通目標であるSDGsを念頭に置きながら、男女共同参画の施策の推進を図っていきます。



◆ ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う ◆

### ターゲット

- 5.1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
- 5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
- 5.3 未成年の結婚、早期結婚、強制的結婚及び女性器切除などあらゆる有害な慣行を撤廃する。  
など 9つのターゲットを決めてこの指標に取り組むこととなっています。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 【1 基本理念】

これまで本町は、男女共同参画について、高鍋町男女共同参画推進条例に掲げる基本理念に基づき推進してきました。今後も、この理念に基づき、すべての人の人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができる豊かな男女共同参画社会の実現を目指します。

#### 《高鍋町男女共同参画推進条例第3条に掲げる基本理念》

- (1) すべての人が性別等による差別的取扱いを受けることなく、個人として尊重されること。
- (2) 性別等による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、すべての人の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。
- (3) 性別等にかかわらず、すべての人が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成するすべての人が、相互の協力と社会の支援の下、子育てや介護その他の家庭生活及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (5) すべての人が性別等に関する理解を深め、生涯にわたり安全かつ健康な生活を送ることができること。
- (6) 国際社会における取組みを勘案し、その動向に配慮すること。

### 【2 計画の基本目標】

#### I 男女共同参画社会に向けての意識づくり

男女共同参画社会は、性別等に関わらず、すべての人の人権が尊重され、その個性と能力を発揮する機会が確保される社会です。

男女共同参画は女性のための取組として認識されることも多く、あらゆる人にとって必要であるという意識が十分に広まっているとは言えません。そのため、固定的な性別役割分担意識を見直し、すべての人が共に責任を分かち合い、支え合う大切さを広報・啓発して男女共同参画に関する認識を深めていかなければなりません。さらに将来を担う子どもたちを含め、すべての人が性別等によりその可能性を狭められることなく、個々の能力を発揮できるように教育・学習の機会の充実を図っていきます。

## Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

行政における政策、または事業所等における方針の立案、決定等に参画する機会は、性別に関わりなく確保されなければなりません。また、職域、地域、家庭、その他の分野における活動の主要な責任が、性別により偏ることがないように配慮され、すべての人が多様な活動に携わることができる機会を確保されることも必要です。

女性の参画が拡大することは、価値観の多様化が進む中で様々な視点が確保されることにも繋がり、すべての人が暮らしやすい社会の実現が図られるものと考えます。

このため、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画策定の推進、女性の政策・方針決定過程への参画や就業環境の整備を図り、男女がその個性や能力を十分に発揮して参画できるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を推進します。

また、地域社会を活力ある持続可能なものとするためには、地域やまちづくりの分野においても男女共同参画を促進していかなければなりません。避難所の管理・運営等の災害対策や、国際化の進展に伴い増加する外国人への理解促進についても、男女共同参画の視点を取り入れた施策・計画等を検討していきます。

## Ⅲ 互いの人権を尊重し合い安心して暮らせる社会づくり

すべての人がそれぞれの身体的性差について理解を深めるとともに、互いの精神的、身体的健康を思いやることは、男女共同参画社会を形成する上で基本的な条件といえます。

特に女性は、心身の状況が年代によって大きく変化する特性があり、そのことについての理解と配慮が重要となります。

配偶者等に対するあらゆる暴力は人権侵害であり、重点的に取り組む必要があります。相談体制の充実を図り、被害者の保護と生活再建への支援に努めていかなければなりません。さらに、ひとり親世帯や高齢単身世帯の増加への対応、生活上の様々な困難を抱える人への配慮など、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が安心して生活できる社会の実現を推進していきます。

## 第4章 計画の内容

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けての意識づくり

#### 重点課題1 男女共同参画の推進に向けた意識改革



男女共同参画の推進においては、人々の意識のあり方が大変重要であり、本町では、個人の尊厳と人権の尊重のために男女平等の意識の醸成を図る様々な取組を進めてきました。

しかし、男女共同参画社会を実現する上で大きな障害の一つとなっている、固定的な性別役割分担意識（「男は仕事・女は家庭」など）や、性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、依然として人々の意識の中に根強く残っています。このような固定観念や意識は、女性のみならず男性にとっても多様な生き方を選択する際の障害となっています。

男女共同参画社会を実現するためには、社会制度や慣行の背景にある固定的な性別役割分担意識や固定観念等を見直し、職場、学校、地域及び家庭などのあらゆる場面で、すべての人がお互いを尊重し、共に責任を分かち合いながら各々の多様な生き方を認め合うことが大切です。そのためには、男女共同参画の視点に立った広報・啓発等を行い、理解を深めていくことが必要です。町は、男女共同参画社会の形成を促進し、認識を深める分かりやすい広報・啓発、情報発信等に努めて意識改革を進めていかなければなりません。

##### （１）理解と共感を広げる広報・啓発活動の推進

男女共同参画社会づくりにおいては、人々の意識の中に根強く残る固定的な性別役割分担意識、性差に関する固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）等が大きな障害となっていることから、町民すべてに男女平等と人権尊重の意識を深く根付かせるための広報・啓発活動を積極的に行います。

- ◆町広報紙、ホームページ、公式ラインなどを通じて広く男女共同参画に関する広報・啓発を推進します。
- ◆「男女共同参画週間」や「人権週間」など、多様な機会を捉えて、男女平等、人権尊重等に関する町民の認識を深める広報・啓発を推進します。
- ◆男女が相互に協力し、仕事、家事、育児、介護や地域活動への参画を促進するための広報・啓発活動を推進します。

- ◆学校や家庭において様々な機会を通じて、児童生徒と保護者の人権を尊重する意識の醸成を図ります。

## (2) 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し

固定的な性別役割分担意識にとらわれず、すべての人が様々な活動に参画できるように、職場、学校、地域及び家庭などで男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられる慣習や慣行の見直しについて、広く呼びかけていきます。

- ◆職場、学校、地域及び家庭などにおいて、慣習・慣行が男女共同参画の視点に立って見直しが進められるように広報・啓発に取り組み、相談体制の充実に努めます。
- ◆男女共同参画の理解促進を図るために、テーマや年代に応じた講座を開催するなど、広報・啓発に取り組みます。
- ◆教育の分野においても各人がその個性と能力を十分に発揮できるように、性別による固定的な役割分担などを反映した慣行等を見直すための意識改革を進めます。
- ◆社会制度・慣行が実質的に男女にどのような影響を及ぼすのか常に検証するとともに、男女共同参画に関する施策がどのような効果を生じているかの調査を継続して進めます。

## 重点課題2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進



人々の意識や価値観は、幼い頃から形成され、子どもの頃の家庭内での言動、学校での教育、地域社会での体験などが大きく影響すると言われています。

男女共同参画社会を築いていくには、時代を担う子ども達が、幼い頃から男女共同参画の理解を深め、性別によってその可能性を狭められることなく、それぞれの個性と能力を発揮できるように成長していくことが重要です。

そのためには、町民一人ひとりが男女共同参画への認識を深めることが不可欠で、社会全体で子ども達を支え、育てていかなければなりません。子ども達が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、社会性や職業観など将来を見通した自己形成ができるよう環境整備に取り組む必要があります。

また、あらゆる世代の人々が生涯にわたって男女共同参画の視点を学んだり、社会参画の意識を高められるように教育・学習の推進を図る必要があります。

### (3) 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進

次世代を担う子どもたちが、性別等によってその可能性が狭められることなく、自己肯定力を育み、それぞれの個性と能力を発揮できるように成長していくことで、将来を見通した自己形成ができるよう、子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進を図ります。

- ◆児童・生徒が、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに、社会性や勤労観・職業観を持って主体的に進路選択できる力を身につけることができるように、職場体験やインターンシップなどの体験活動の実施など、総合的な教育を推進します。
- ◆男女共同参画について、子どもの頃から理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう、子どもの自己肯定力・自己決定権の育成に努めます。
- ◆学校において、メディアからの様々な情報を読み解く能力の向上や、自他の権利を尊重して責任ある行動をとれる態度の育成など、メディア・リテラシーの向上・育成に努めます。
- ◆共に支え合う社会の一員として、男女が協力して家庭を築き、家庭や地域での生活を創造する能力と実践的な態度を育てる教育を推進します。
- ◆道徳教育において、互いの人格の尊重を基盤にしながら、個性を認め合い、共に友情を築き、成長しようとする態度を育てる教育を推進します。

### (4) あらゆる分野における教育・学習機会の充実

男女共同参画社会づくりのためには、町民一人ひとりが男女共同参画社会について認識を深めることが不可欠です。そのために、職場、学校、地域、家庭における教育・学習の果たす役割は非常に重要です。

職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野において、個人の尊厳、男女平等など男女共同参画社会づくりの理念を推進する教育・学習の一層の充実を図るとともに、その機会の提供や環境の整備に努めます。また、これらの教育に携わる者が男女共同参画社会づくりの理念を理解するよう啓発等を進めます。

- ◆出前講座を開催するなど、町民が身近な場所で男女共同参画について学習でき、対象者の年代や課題に対応した学習機会を提供します。
- ◆男女共同参画を推進する研修を行い、職員の意識向上を図ります。

## 基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

### 重点課題3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

#### 【女性活躍推進計画】



仕事と家庭、地域活動等をバランスよく充実させ、自分の望む生き方ができる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現は、人々があらゆる分野でその個性や能力を十分に発揮して参画できる機会を確保する上で重要です。しかしながら、依然として「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や、長時間労働や転勤を当然とするいわゆる「男性中心型労働慣行」が背景となって、家事や育児、介護等の多くを女性が担っている実態があります。このことが育児・介護等と両立しながら、能力を十分に発揮して働きたい女性が思うように活躍できない要因となっています。また、男性の長時間労働は、家事や育児、介護等への男性の主体的な参画を困難にし、男性自身の仕事と生活の調和を阻害する要因にもなっています。

さらに新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、雇用・所得に深刻な影響を及ぼした一方、短時間勤務や時差出勤、テレワークの導入やオンラインの活用など、多様で柔軟な働き方が導入されました。

男女共同参画社会づくりにおいては、すべての人が職域、地域、家庭、その他の様々な分野で多様な活動に携わる機会が確保され、その主要な責任が性別によって偏らないように配慮されなければなりません。そして、人々が共に働きやすく、暮らしやすい社会を実現するため、行政、事業者、労働者等が連携して子育て・介護支援策の充実、長時間労働の是正などの働き方の見直しに取り組むことにより、仕事と生活の調和の実現を推進していく必要があります。



#### ●宮崎県認証 ひなたの極●

仕事と生活の調和の実現に向けた職場環境づくりを積極的に行っている企業や事業所のうち、特に優れた取組み成果が認められる企業などを「働きやすい職場『ひなたの極』」として宮崎県知事が認証する制度です。

※宮崎県資料より抜粋

#### (5) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援（女性活躍推進計画）

子育てや介護に係る不安感、負担の軽減を図り、安心して仕事と子育て・介護が両立できるよう環境整備を進めます。また、多様化するライフスタイルによる様々なニーズに対応したサービスの整備、相談・支援体制の充実を図っていきます。

- ◆共働き家庭が安心して就労できるように、放課後帰宅しても保護者のいない児童のための放課後児童クラブや児童館等、子どもの居場所づくりの支援策の充実を図り、放課後児童対策を推進します。
- ◆子育て支援センターにおける子育てに資する支援事業、一時預かり、延長保育、病後児保育など、多様な子育て支援・保育サービスの充実を促進します。
- ◆育児や介護を行っている男女が働き続けることのできる環境を目指して、ライフスタイルに応じた育児・介護休業制度、短時間勤務制度、その他の両立支援制度の周知を図るとともに、多様な働き方を促進するための取組について啓発を推進します。
- ◆認知症の方を介護されている家族が相互に交流を図ることで、日頃の介護の不安感、負担軽減ができ、仕事・生活と介護が両立できる環境整備に努めます。
- ◆町職員の多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援を図るため、休業制度等の利用促進に努めます。

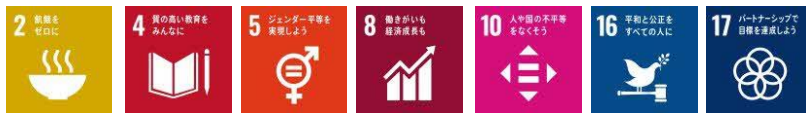
#### (6) 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し（女性活躍推進計画）

男女が共に仕事と家事・育児・介護等の両立を図り、生涯を通じて充実した職業生活を送ることができるよう、性別による固定的な役割分担の見直しなどの啓発活動を進めるとともに、育児・介護休暇を取得しやすい雇用環境の整備を進めます。

- ◆少子・高齢化が進展する中で、男女が仕事と育児・介護を両立させることができ、生涯を通じて充実した職業生活を送ることができるようになるため、仕事と家事・育児・介護等の両立に関する意識啓発を進めます。
- ◆妊娠期から、妊娠・出産への男性の理解を深められるよう啓発を行うことで、出産後の育児・家事に対する男性の参画促進や母親の子育てに関する孤立感の軽減を図り、女性が継続して働き続けられる環境や理解促進のための啓発を行います。
- ◆仕事と家庭の両立支援に積極的な企業を広く紹介することで先進企業の社会的評価の向上を図るとともに、仕事と家庭の両立支援制度等の情報提供に努めます。
- ◆町職員の仕事と育児・介護等の両立を図るため、休業制度等の利用促進に努めます。

## 重点課題4 働く場における男女共同参画と女性活躍の推進

### 【女性活躍推進計画】



すべての人がその個性と能力を十分に発揮し、責任も分かち合う男女共同参画社会において、男女が社会の対等な構成員として、政策・方針決定過程に共に参画することは重要であるといえます。また、豊かで活力ある社会を築いていくためにも、多様な考え方を生かしていくことが求められており、現在、不十分な女性の政策・方針決定過程への参画を拡大していくことが必要です。

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくために、まず、町が積極的改善措置（ポジティブ・アクション）（※1）を含めて率先して取組を進める必要があります。さらに、町民、事業者等に対しても方針決定過程への女性の参画を広く呼びかけ、その取組を支援していくとともに、女性の参画について男性の理解を促進していくことも重要です。

就業は、人々の自己実現や経済的基盤をなすものであり、男女共同参画社会づくりにおいても、極めて重要な意味を持っています。

「男女雇用機会均等法」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」は、就業者が性別により差別されることなく、それぞれの性が尊重され、仕事と家庭の両立が図られる社会を目指して整備されました。また、平成27年に成立した「女性活躍推進法」では、事業主に女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定が義務づけられていますが、令和元年に一部改正され、一般事業主行動計画策定義務の対象拡大、女性活躍に関する情報公表項目強化など、女性の職業生活における活躍を一層推進する内容となりました。

しかし、現実には依然として女性に対する仕事の内容・待遇面での差別的取扱いや、マタニティ・ハラスメント等が存在し、非正規雇用の解消や男女の賃金格差も解決されていません。こうした状況に対しては、男女雇用機会均等法などの関係法令の周知や事業所等が雇用管理の改善を行うよう積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組促進を啓発していかなければなりません。

また、女性の就業者については、出産・育児・介護を理由に、継続就業の希望に反して離職する人が多いため、労働力率の「M字カーブ」（※2）が十分には解消されておらず、女性の就業維持や再就職に対する支援などの取組も必要とされています。

少子高齢化の進展による労働人口の減少に伴い、性別にとらわれることなく、多様で柔軟な働き方を尊重し、その能力が発揮できる社会の実現が求められています。

※1 過去の経緯や固定的な役割分担などにより生じている格差を解消し、実質的な機会均等を実現するために行う自主的かつ積極的な取り組みのこと。

※2 女性の働く人の割合をグラフ化した場合に、結婚・出産期にあたる30台前後の世代で低下し、育児が落ち着いた後に再び上昇するアルファベットの「M」に似た曲線のこと。

#### (7) 政策・方針決定過程等への女性の参画拡大（女性活躍推進計画）

町の政策・方針決定過程等への女性の参画については、町の審議会等の委員への女性登用に努めます。また、事業所等において、女性の役割を適正に評価し、女性が男性と対等にあらゆる活動の方針決定過程に参画する機会を確保、拡大していくための環境整備の重要性について啓発を進めます。さらに、事業所等が積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に取り組む機運を醸成します。

- ◆町の審議会等委員について、政策・方針に多様な意見が反映されるよう、各課（局）に啓発し、女性委員の登用を推進します。
- ◆女性経営者等の育成を支援するため、商工団体等と連携し、会員企業等に対する女性登用の啓発に努めます。
- ◆企業が積極的かつ自主的に雇用管理の改善を行うよう、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組について啓発に努めます。
- ◆町管理職への女性職員の登用については、性別にとらわれることなく、個々の能力や適性を見極め、積極的に登用を図ります。また、女性が管理職として働きやすい環境づくりに努めます。

#### (8) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保及び多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備（女性活躍推進計画）

男女雇用機会均等法や女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定について、事業所に対する啓発や情報提供などを積極的に行い、推進していきます。

事実上生じている男女の労働者間の格差を解消するためには、事業所の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）が重要であることから、事業所に対して働きかけを行っていきます。

労働者が、多様な働き方を選択でき、それぞれの働き方に応じた適正な処遇・労働条件が確保されることは重要です。出産・育児・介護等を理由に、希望に反して離職することなく継続して就業でき、また、離職後も再就職ができる環境の整備や、能力を十分に発揮できる就業環境づくりを支援します。

- ◆企業が積極的かつ自主的に雇用管理の改善を行うよう、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組について啓発に努めます。
- ◆労働者が性別により差別されることなく能力が発揮できるような雇用環境の整備のために、男女雇用機会均等法の周知・啓発に努めます。

- ◆創業意欲がある個人起業家やベンチャー企業の支援・育成のための情報を提供し、起業を支援します。また、継続して相談支援を行います。
- ◆在宅ワークや宅内起業など多様な働き方を考えるきっかけを作り、実現のための支援を行います。

#### （９）農林畜産業・商工自営業等で働く女性のための支援（女性活躍推進計画）

女性は農林畜産業・商工自営業の重要な担い手であり、女性の果たしている役割は極めて大きいものがあります。女性は男性と対等なパートナーであるとして経営上の位置付けを明確化するなど、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に取り組めるような機運の醸成を図ります。

- ◆女性農業者が活躍できる環境づくりとして、役割分担や収益の分配等について家族で取り決めることのできる「家族経営協定」の締結やプロの農業経営者である女性の認定農業者の育成を推進します。
- ◆農林畜産業に携わる意欲的な女性団体の活動を推進します。
- ◆男女共同参画センターの総合相談窓口の周知・広報を図り、多様な問題を抱える女性の問題解決への支援を推進します。

## 重点課題５ 地域・防災における男女共同参画の推進



地域は、町民にとって一番身近な暮らしの場であり、少子高齢化や人口減少が進展する中、人々が安心して働き、生活できる持続可能な活力ある地域社会を築いていくことが重要です。

各地域では、自治公民館やまちづくり協議会等が中心となって、子育てや高齢者福祉、防災・防犯活動、環境保全活動など、多岐にわたる地域活動が展開されています。しかし、地域における活動は、その取組団体の役職の多くを男性が占め、地域活動、まちづくりの方針等の決定過程に女性が参画する機会が少ない現状にあります。地域活動、まちづくりには、女性の一層の参画が望まれるところであり、女性の幅広い関心や実践的な経験等を生かすことで、多様な意見や発想を反映させ、さらなる活性化や新しい展開を図ることが期待できます。

一方、防災の分野については、自助、共助、公助の取組を強化し、災害に強い地域、まちづくりを進めていかなければなりません。近年は、自然災害が多発し、南海トラフ地震

発生も予測されています。本町においては、地震、津波、台風被害等も含め、様々な災害に対する防災・災害対策について高鍋町地域防災計画を策定しています。

災害発生時には、性別、年齢や障がいの有無、様々な社会的立場、状況によって、その影響は異なります。そのことを踏まえて災害時の避難所の管理・運営について検討し、充実に努める必要があります。東日本大震災や熊本地震など、これまでの大規模災害では、避難所運営や物資調達、プライバシーの問題など女性への配慮が不足していたことが課題としてクローズアップされました。こうした教訓を踏まえ、防災・災害対策の施策・計画、避難所の管理・運営等の方針決定過程に女性の参画を図り、男女共同参画の視点を取り入れて防災体制を確立していくことが求められています。また、これらの取組を進めることは、子どもや若者、高齢者、障がい者、性的指向や性自認（※3）を理由として困難な状況に置かれている人など、多様な人々への配慮にも資するものと考えます。

※3 性自認とは、自分自身の性別を自分でどのように認識しているかということで、「心の性」と言い換えられることもあります。

#### （10）男女共同参画の視点を持った地域コミュニティの形成

各地域で行われているまちづくり活動は、その取組団体の多くの役職を男性が占めており、その方針等に女性が参画する機会は依然として少ない状況です。持続可能な活力ある地域社会を築いていくために、地域住民のまちづくり活動への参画を促進し、性別や年代を越えて地域の意思決定に様々な人が参画することを推進します。

◆自治公民館、まちづくり協議会等の地域活動における運営・方針決定の場への女性の参画が進むように、関係機関等と連携を取りながら、研修・講座を開催し、啓発と人材育成に努めます。

◆多様性のあるまちづくりのため、男女を問わず地域住民等が主体となり進めていく取組を行います。

#### （11）防災における男女共同参画の推進

東日本大震災や熊本地震など過去の大規模災害の教訓を生かし、避難所運営や生活用品等の備蓄、プライバシーの確保などについて女性や要配慮者の人権、ニーズの違いに十分に配慮し、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の整備を進めます。

◆過去の大規模災害での課題を踏まえ、災害発生時の避難所運営や生活用品等の備蓄について女性や要配慮者に配慮した整備を進めます。

◆地域防災の要である消防団の活動を活性化するために、防災教育に取り組む女性消防団員の育成を図ります。

## 重点課題6 国際理解及び多文化共生社会の創造



男女共同参画社会基本法及び高鍋町男女共同参画推進条例では、男女共同参画社会の形成は、国際理解や国際協力の下に行わなければならないとしています。

我が国の女性問題及び男女共同参画社会づくりへの取組は、国際的な動向と連動して行われ、女子差別撤廃条約をはじめとする各条約、世界女性会議における行動計画や行動綱領など女性の地位向上のための国際的な規範や基準等が様々な国内施策に取り入れられてきました。しかしながら、今日の我が国の女性の地位をみると、国際的な基準に照らして遅れている分野がいまだに存在します。

国際社会における議論や女性問題への取組の成果を十分に活用し、本町における男女共同参画社会づくりを一層充実させていくとともに、国際社会の一員として貢献することが求められます。

### (12) 男女共同参画社会づくりに関わる国際理解及び多文化共生社会の創造

男女共同参画社会づくりや男女平等に関わる国際規範・基準を本町の男女共同参画社会づくりにおいても積極的に取り入れるとともに、これらを理解しやすい形で情報提供し、町民や事業所等に浸透させる必要があります。

- ◆国籍、文化、価値観などの異なる人々が相互に理解を深め、尊重しながら共に生きる多文化共生社会づくりを推進します。
- ◆男女共同参画に関連のある各種の国際条約や、女性の地位向上のための国際的な規範や基準、取組について町民に情報提供を行い、国際理解及び国際協力の推進を図ります。

## 基本目標Ⅲ

### 互いの人権を尊重し合い安心して暮らせる社会づくり

#### 重点課題 7 すべての人の健康と自立への支援【困難女性支援計画】



男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手の精神的・身体的健康を思いやりながら生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたって基本的な条件であるといえます。そのためには、心身及びその健康について、正確な知識・情報を入手し、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていく必要があります。

特に女性は、その心身の状態が思春期、妊娠・出産期、更年期等のライフステージによって大きく変化するという特性があり、生涯において継続的かつ包括的な健康への配慮、支援が求められます。また、男性は、長時間労働の結果、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が取りにくい環境にあったり、精神面で孤立しやすい傾向にあります。

長時間労働の是正等の働き方改革や男性の暮らし方・意識の変革を推進することで、男性の生涯を通じた心身の健康を支援していくことも必要です。

国際的に重要視されている「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）」（※4）の視点に配慮しつつ、男女が互いの意思を尊重し、性差を理解し合って健やかに暮らすことができるよう、生涯にわたる健康支援に総合的に取り組んでいかなければなりません。

##### （13）性と妊娠・出産に関する健康と権利に関する支援

性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）に関する意識の重要性について、広く社会に浸透させ、男女が共に正確な知識を持ち、お互いの人権を思いやり、自らの健康管理を行うことができるようにするための施策を推進します。

また、妊娠・出産期は、女性にとって大きな節目であり、健康上、不安定な時期になることから、安心して出産できるように支援するとともに、不妊に悩む夫婦に関係機関と連携し、支援を行います。

◆妊娠・出産期の女性の健康支援に努めるとともに「性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」について、正しい知識の普及に努めます。

◆安心して出産・子育てができるように、両親学級の開催や不妊治療、妊婦の健康診査、訪問指導などの支援を行います。

◆性に関する正しい知識を持ち、自分と他者の心身を大切にする意識を育むために、児童・生徒の発達段階に応じた性教育を進めます。

※4 性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも本人の意思が尊重され、自分らしく生きられること、また、自分の身体に関する自分を自分で決められる権利のこと。

#### (14) 生涯にわたる健康支援

健康教育や相談体制の充実により、ライフステージに応じた的確に自己管理を行うことができるようにすることで、生涯を通じた心身の健康の保持増進を図ります。

また、運動習慣の有無が健康と密接に関連することから、生涯を通じた健康づくりのための身体的活動を推進し、男女の健康状況や運動習慣の違いを踏まえた取組を進めます。

◆ライフステージに応じた的確な自己管理を行うことができるよう、健康教育に取り組みます。

◆特定健診や健康づくりセンタープールを活用した健康増進事業、介護予防事業等を行い、生涯にわたる健康保持を図ります。

◆がんの予防と早期発見のため、がんに関する正しい知識の普及啓発やがん検診の受診率向上対策に取り組むほか、相談支援体制の充実など総合的ながん対策の推進を図ります。

◆高齢者が社会参加や健康づくりができるように、生きがい作りや地域貢献活動を実施する組織の活動を支援します。

◆スポーツを通して、生涯にわたり心身ともに健康で活力ある生活を営むことができるよう努めます。

#### (15) 支援を必要とするすべての人が安心して暮らせる環境の整備

(困難女性支援計画)

貧困など生活上困難な状況に置かれたひとり親世帯が、安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するため、子育てや生活、健康に対する支援を行います。

高齢者ができる限り自立した生活を送ることができるよう支援を進めるとともに、介護の負担を家族、とりわけ女性に偏らせることなく、社会全体で支えていくための施策を推進し、安心して暮らせる介護体制の構築を図ります。

「ノーマライゼーション」の理念に基づいて、障がいのある人もない人も共に生きていける社会づくりを行っていきます。誰もが地域で安心して暮らせるために、男女

共同参画の視点から、相談体制の充実や自立支援に積極的に関わり、支援を必要とする人々の環境整備に努めます。

- ◆子育て世代の経済的な自立や負担の軽減を図るため、医療費助成事業等の経済的支援を推進します。
- ◆高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、それぞれのニーズに合わせた必要な介護サービスを提供するとともに、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に努めます。
- ◆障がい者の雇用について、企業等の理解を深めるとともに、就労支援機関の一層の連携により、障がい者の就業を促進します。
- ◆地域の誰もが「食」を通じて集まることができる「子ども食堂・地域食堂」の活動を支援し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。
- ◆関係各課・関係機関と連携し、困難を抱え、支援を必要とする相談者に対応した支援や情報提供に努め、相談体制の充実を図ります。

## **重点課題 8 配偶者等からの暴力（DV）の根絶**

### **【DV防止基本計画】 【困難女性支援計画】**



すべての暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。特に女性は、配偶者等からの暴力（DV）や性暴力、性犯罪、セクシャルハラスメント等の被害者になることが多く、その被害も深刻であり、早急に対処される必要があります。暴力は、自己肯定感や自尊感情を失わせるほど心への影響も大きく、その後の人生に大きな支障を及ぼすこともある深刻な問題です。

暴力の背景には、固定的な性別役割分担意識や社会的地位、経済力の格差など、男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在します。また、SNSなどインターネット上の新しいコミュニケーションツールの広がりに伴い、暴力の被害は一層多様化しています。

このような暴力は、女性に限ったものではなく、男性や子どもも被害者になり得るものです。

その予防と被害からの回復のための取組を推進していくことは、男女共同参画社会を形成していく上で極めて重要な課題であり、引き続き暴力の根絶に向けて努力を続けていかなければなりません。

#### (16) あらゆる暴力（DV）の根絶に向けた教育・啓発の推進（DV防止基本計画）

配偶者等に対する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されないものであるとの意識を広く町民に周知徹底することが重要です。

また、加害者、被害者とならないために、あらゆる暴力についての正しい知識が必要であり、特に若年層への教育・啓発が重要です。

男女は平等であり、それぞれの尊厳を重んじ、対等な関係づくりを進めることを通して暴力を予防し、暴力を容認しない社会の実現を目指し、広報啓発活動を一層推進します。

- ◆DVの発生を未然に防ぐために、若年者へのDV予防教育を充実します。また、あらゆる暴力についての正しい知識のための広報・啓発を推進します。
- ◆「女性に対する暴力をなくす運動」期間のほか、様々な機会をとらえ、女性に限らず、暴力を許さない社会環境づくりに向けて、広報・啓発活動を推進します。
- ◆職場などにおけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取組を推進するとともに、性犯罪の未然防止のための広報・啓発を推進します。

#### (17) 安心して相談できる支援体制の充実・強化（DV防止基本計画）

暴力による被害者は、身体的被害だけでなく精神的にも深い傷を負っています。そのため、町関係各課及び関係機関と連携し、被害者が相談しやすい環境を整備します。

さらに、被害者の保護及び支援を行うとともに、相談を行ったことによる2次被害についても配慮しながら、配偶者等からの暴力に対処するための体制の強化を図ります。

- ◆被害者の状況や相談内容に応じた対応、配慮ができるように関係各課・関係機関との連絡会議等で連携体制の強化を図ります。また、被害者が相談しやすく、プライバシーに配慮した相談体制を整備します。
- ◆相談者の必要に応じて関係各課・関係機関とのケース会議を開催し、積極的な問題解決を図り、生活再建に向けた適切な支援と情報提供を行います。
- ◆被害者の状況に対応した支援が迅速・適切に行えるように、警察や宮崎県女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）、性暴力被害者支援センター（さぽーとねっと宮崎）等の関係機関との緊密な連携を図ります。
- ◆男女共同参画センターの総合相談窓口の周知・広報を図り、必要に応じて、弁護士や臨床心理士等の専門家による面接相談を紹介などの支援を推進します。

## (18) 被害者の安全と安心の確保と生活再建への支援

(DV防止基本計画)(困難女性支援計画)

配偶者等に対する暴力について、宮崎県女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）及び性暴力被害者支援センター（さぽーとねっと宮崎）等の関係機関と連携し、被害者の状況に応じた迅速で安全な対応を目指します。

身体的・精神的に深い傷を負った被害者の新たな生活を支援するために、町関係各課及び関係機関と連携し、生活再建への支援体制を整備します。

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活又は社会生活を営む上で困難な問題を抱える、あるいは抱えるおそれのある女性が、自らの意思を尊重されながら、その置かれた状況に応じてきめ細やかな支援を受けることができるよう、地域の関係機関等と連携・協働して包括的な支援を実施します。

- ◆被害者の状況に応じて関係機関と連携し、安心・安全の確保に努めます。また、生活再建のため、各種制度やサービスを受ける必要がある場合には関係各課と連携し、適切に対応します。
- ◆被害者の状況に対応した支援が迅速・適切に行えるように、警察や宮崎県女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）、性暴力被害者支援センター（さぽーとねっと宮崎）等の関係機関との緊密な連携を図ります。
- ◆被害者の申請により、住民票及び戸籍附票の交付・閲覧を制限することで、被害者の保護及び支援の充実を図ります。
- ◆支援対象者が自己決定できるようなそれぞれの状況を踏まえた十分な情報提供を行います。
- ◆幅広い年齢層の女性、それぞれのライフステージに応じた寄り添った支援を行います。
- ◆自立を困難にしている要因を理解し、関係機関と連携しきめ細やかな支援を行います。

## 第5章 男女共同参画の推進体制の整備

### 総合的な男女共同参画推進体制の強化

- ◆本町の男女共同参画社会づくりを総合的、計画的に進めていくため、「高鍋町男女共同参画推進条例」に基づく男女共同参画計画を策定するとともに、同条例の基本理念を実現し、同計画を実施していくための推進体制の強化、充実を図ります。
- ◆男女共同参画の推進のため、国や県、関係機関等との協力・連携体制の強化を図ります。
- ◆男女共同参画のより一層の浸透を図るため、周知・啓発に努めるとともに、町民・事業者等の男女共同参画に関わる活動を支援し、協力・連携した取組を進めていきます。

本町の男女共同参画社会づくりを推進していくにあたっては、男女共同参画に関わる町の施策について、関係各課が情報収集、調査研究に努め、その推進に取り組まなければなりません。

また、行政の取り組みだけではなく、町民、事業者、教育に携わる者等においても、相互に協力・連携しながら、それぞれに男女共同参画社会づくりへの自主的な取組を進めていくことが期待されます。

そのためには、基盤となる男女共同参画社会づくりのための推進体制を整備・強化し、町民全体への広がりをもって社会のあらゆる分野での取組を進めることが重要です。

## 高鍋町男女共同参画推進懇話会委員

(任期：令和8年6月25日～令和10年3月31日)

| 役 職 | 所 属              | 氏 名     |
|-----|------------------|---------|
| 会 長 | 人権擁護委員           | 下 園 順 子 |
| 副会長 | 高鍋町社会福祉協議会       | 久保田 貴 紀 |
| 委 員 | 高鍋町地域婦人連絡協議会     | 原 田 桂 子 |
| 委 員 | 高鍋商工会議所女性会       | 長谷川 ゆり子 |
| 委 員 | J Aみやざき児湯地区本部女性部 | 河 邊 章 子 |
| 委 員 | 高鍋町自治公民館連絡協議会    | 伊 藤 雅 一 |
| 委 員 | 公募委員             | 川 野 和 成 |

(敬称略)

## 第3次高鍋町男女共同参画プラン

高鍋町 DV 防止基本計画

高鍋町女性活躍推進計画

高鍋町困難女性支援計画

発行年月 2026（令和8）年 10 月発行

高鍋町 総務課

〒885-8655 宮崎県児湯郡高鍋町大字上江8437番地

TEL：0986-26-2001（直通） FAX：0983-23-6303

URL：<https://www.town.takanabe.lg.jp>（高鍋町役場 HP）

MAIL：[soumu@town.takanabe.lg.jp](mailto:soumu@town.takanabe.lg.jp)（高鍋町総務課）